

# 仙台市農業委員会第26回総会議事録

I. 開催日時 令和2年7月30日（木曜日）午後1時25分から午後3時28分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (17人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
			8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (2人) 6 番 加藤 和江 7 番 加藤 和彦

V. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第4号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件

第5号議案 土地区画整理事業予定地の農地の取り扱いに係る意見を求める件

5. 協議

(1) 令和2年度仙台市への施策の改善に関する意見書（新型コロナウイルス関連）（案）について

(2) 令和2年度農地台帳補正調査について（案）

(3) 経営意向調査結果に基づく農地の賃貸借等のマッチング活動（案）について

(4) 新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針（案）について

6. 報告

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第3条の3の規定（相続）による届出

(4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知

(5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件

7. その他

(1) 会長報告

- (2) 農業委員会関係出張等の復命
- (3) 事務局からの連絡事項
  - ①人・農地プランの実質化に係る活動について
  - ②市街化調整区域内では建築行為を禁止しています！
  - ③河北新報記事：令和2年7月5日 市意向調査（経営意向調査）
  - ④その他事務局からの連絡事項

#### VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菊地 一郎
農地係主任	伊藤 秀宣	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

#### VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時25分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第26回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、6番加藤和江委員及び7番加藤和彦委員から、欠席の届けがありました。19人中17人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。	
	(異議なし)	
議 長	それでは、4番大泉権吾委員、5番大里重市委員を指名いたします。	
議 長	議事に入ります。	(午後1時33分)
	第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会を、第二調査委員会が担当し、7月22日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略します。番号4番と9番は、聞き取り調査を実施	

しておりますので、調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

#### 調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長嶺岸若夫報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を7月22日に実施いたしました。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私（18番嶺岸若夫）の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が3件、贈与による規模拡大が2件、賃貸借権の設定による規模拡大が3件、賃貸借権の設定による新規就農が1件の合計9件です。番号1番から3番までの報告は10番佐藤千治委員、番号4番から6番までの報告は17番松原菊男委員、番号7番から9番までの報告は私（18番嶺岸若夫委員）です。

（10番佐藤千治委員報告）

番号1番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で93aの農地を耕作しています。7月14日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲渡人が離農することから、隣接地を耕作する譲受人に贈与するものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植えと稲刈りは作業委託により、家族2人で63aの農地を耕作しています。7月15日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく許可相当と調査いたしました。

番号3番は、贈与により規模拡大を図るものです。申請地は譲渡人の耕作地のまとまりから離れており、労力不足を感じていたため、隣接地に居宅がある譲受人に贈与するものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台を所有し、収穫機は譲渡人から借受けし、家族3人で119aの農地を耕作しています。7月15日に熊谷幸夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

嶺岸若夫委員  
（第二調査委員）

第1号議案の番号4番については、17番松原菊男委員から報告します。

会委員長)

松原菊男委員  
(17番)

番号4番は、賃貸借権の設定により規模拡大を図るものです。取得面積が大きいことから、聞き取り調査を行っています。譲受人は、山形県内に農地を所有する農地所有適格法人で、現在トラクター2台、耕うん機2台、収穫機1台、乾燥設備一式を所有し、構成員4人で129aの農地を耕作しています。7月16日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、栗林は伐採され、獣害対策もされており、管理されていることから、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

調査報告

(17番松原菊男委員報告)

番号5番と6番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人が同一のため、まとめて報告します。5番については、賃借権が設定されていることから農地法第18条第6項の通知により合意解約がなされております。譲受人は、現在トラクター2台、耕うん機1台を所有し、家族2人で16aの農地を耕作しています。今回の権利取得により50aの下限面積要件を満たすものです。5番は7月14日に栗原茂農地利用最適化推進委員が、6番は7月15日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(18番嶺岸若夫委員報告)

番号7番と8番は、賃貸借権の設定により規模拡大を図るものです。譲受人が同一のため、まとめて報告します。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台を所有し、1人で65aの農地を耕作しています。7月16日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

嶺岸若夫委員  
(第二調査委員  
会委員長)

第1号議案の番号9番については、私から報告します。

番号9番は、賃貸借権の設定により新規就農を図るものです。新規就農であることから、聞き取り調査を行っています。賃貸借権の設定がされている農地であることから、農地法第18条第6項の通知により合意解約がなされております。譲

受人は、ビール及びワインの製造・販売を事業目的とする一般法人です。代表は国内外でビール醸造に関わる仕事に携わってきました。今回、57aの畑を賃借し、現在の農機具の所有は草刈り機1台ですが、権利取得後に耕うん機1台を導入する予定であり、従事者2人で農業に取り組んでいく計画です。主に57aでホップ、7aで香りづけのハーブを仙台で試験的に秋保ワイナリーが栽培してきました。ワイナリーを担う役割をしているとても意欲のある方です。営農および収支計画に実現性があり、意欲があると調査しました。7月15日に柴田祐一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員  
(4番)

番号4番と9番はどれくらいの売り上げを目指すのか、計画書があると思いますので教えて下さい。

また、番号4番は県外に農地を所有する農地所有適格法人ですが、管轄は仙台市でいいのですか。法人は報告書を出すことになっていますが、出ていますか。本拠地が泉区となっていますが、表記は山形と書くべきではないのですか、泉区に事務所でもあるのですか。

事務局  
農地係長

番号4番の売り上げは、初年度800万円の計画です。農地面積が多い山形県内の農業委員会に法人の報告をしており、その写しを2年分いただいています。現在農地は仙台市内になく、法人の登記が泉区になっています。

番号9番の売り上げは800万円の計画で、土壌改良もしながら毎年売り上げをあげていく計画です。

菊地郁夫委員  
(11番)

番号9番は、「解除条件付き賃借、18条あり」と書いてありますが、解除条件は既に結んでいるものを解除して新たに契約することですか、それとも新たな契約に解除条件が付いているのですか。

事務局  
農地係長

別の契約で貸していた農地を、18条6項で解約して、新たに解除条件付きで借ります。18条6項の解約の件は報告4にあります。

議 長

他にご意見等はございますか。

(意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。

よって、第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件は、許可と決定いたします。

(午後1時49分)

議 長

続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

こちら調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第二調査委員会委員長嶺岸若夫報告)

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが1件、農業用倉庫に転用するものが1件の合計2件です。番号1番と2番の報告は16番高橋勝彦委員です。

(16番高橋勝彦委員報告)

番号1番は、農業用倉庫に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。街区がある程度形成されていることから、第3種農地と判断しました。申請は、農業を営む申請者が、田272㎡を転用して、農業用倉庫に48.60㎡、通路等に223.40㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、定期預金証書の写しが提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、300m以内に地下鉄東西線の荒井駅があることから、第3種農地と判断しました。申請は、田794㎡を転用し、申請者が経営する農家レストランの駐車場(普通車20台)に300㎡、通路等に494㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査

いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時50分)

議 長

続きまして、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

こちら調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第二調査委員会委員長嶺岸若夫報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが1件、建売住宅に転用するものが2件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件の合計4件です。番号1番と2番の報告は14番鈴木通委員、番号3番と4番の報告は12番佐藤とみ委員です。

(14番鈴木通委員報告)

番号1番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外で、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が既存事業の拡張により、資材置場を整備するもので、田279㎡と雑種地346㎡を含む625㎡及び4月28日付で農地法第5条許可した資材置場934㎡と合わせた1,559㎡を利用し、資材置場に443㎡、駐車場(普通車5台・小型車8台)に205㎡、通路等に911㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。申請は、不動産賃貸業者が畑1,755㎡を転用し、太陽光発電パネル360枚(発電出力49.5kW)に906㎡、形状が不整形なため通路等に849㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、日本政策金融公庫の融資通知書の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(12番佐藤とみ委員報告)

番号3番は、建売住宅に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも合致せず、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、建築業者が田960㎡、(実測面積962.44㎡)を転用し、住宅(3棟)に197.91㎡、駐車場(普通車6台)に75.00㎡、通路に174.48㎡、庭等に515.05㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、建売住宅に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも合致せず、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、住宅建築資材販売業者が田708㎡と原野33㎡を含む事業面積741㎡を利用し、住宅(2棟)に142.74㎡、駐車場(普通車6台)に75㎡、法面に45㎡、庭等に478.26㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。



ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時51分)

議 長

続きまして、第4号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件、を上程いたします。

こちら調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第二調査委員会委員長嶺岸若夫報告)

第4号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、一般住宅に転用したのですが、事業計画変更承認申請により店舗及び一般住宅にするものが1件です。番号1番の報告は8番菅野則義委員です。

(8番菅野則義委員報告)

番号1番は、売買による所有権の移転で一般住宅に転用する予定でしたが、同地に併せて店舗を建てる必要があるため事業計画変更承認申請をするものです。5月28日付け農地法第5条許可で一般住宅1棟に転用する予定でしたが、事業者が事業内容の変更をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外です。変更理由は店舗用地が取得困難となり、当該地に一般住宅と併せて店舗を建設するものです。工期に変更はなく、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。店舗建設に伴う資金の増加に対しても自己資金で対応可能であることを確認しています。また、開発許可申請の変更手続き中であり、承認日は開発許可日と同日になる予定です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

議 長

第4号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。  
第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件については、承認することに決定いたします。

(午後1時53分)

議 長

続きまして、第5号議案土地区画整理事業予定地の農地の取り扱いに係る意見を求める件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を、嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員  
(第二調査委員会委員長)

第5号議案の調査結果を報告します。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私の4名で、聞き取り調査については、全員で事業者から説明を受け行いました。当該区画整理事業予定地につきましては、本年3月24日に開催された仙台市都市計画審議会での決定を経て、5月15日告示により市街化区域に編入しております。今回、本年10月の土地区画整理組合設立に向け事業計画を定めるにあたり、区画整理組合設立準備委員会より、土地区画整理法第136条の規定に基づき、農地の取り扱いについて農業委員会に意見を求めるものです。調査の結果を9番郷古雅春委員から報告します。

郷古雅春委員  
(9番)

第5号議案の調査結果を報告します。

市街化区域に編入している区画整理事業予定地の農地の取り扱いについて、意見を求められているものです。概要については別紙のとおり、仙台市岩切山崎今市東土地区画整理組合の設立に伴うもので、区画整理組合設立準備委員会から、意見を求められているものです。土地区画整理事業計画概要書(案)など関係書類を検討した結果、別紙回答案のとおり、1から3までの意見を付すことと調査いたしました。(1 施行後も農地として利用するときは、耕作に支障のないように換地されるとともに、換地後に転用する場合には、農地法の転用手続きをすること。2 施行地域内に小作地等が存在する場合は、関係者と話し合いのうえ、後日、紛争等が生じないように十分配慮すること。3 施行区域外農地への汚水の流出防止対策を施すなど、用排水の確保について支障のないよう万全な配慮をすること。また、隣接するJR貨物のアンダーパス計画等との調整を十分に行い、通作に支障のないように配慮すること。)

議 長

第5号議案について調査の結果、別紙の回答案のとおり、「1から3までの意見を付す」と報告がありました。ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。  
第5号議案について、1から3までの意見を付すことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第5号議案土地区画整理事業予定地の農地の取り扱いに係る意見を求める件については、別紙回答案の「1から3まで」の意見を付すことに決定いたします。

(午後2時02分)

議 長

続きまして、協議に入ります。  
協議事項(1)「令和2年度仙台市への施策の改善に関する意見書(新型コロナウイルス関連)(案)について」を事務局から説明願います。

事務局

— 説明 —  
スケジュールと事務局案について説明

議 長

協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

菊地郁夫委員  
(11番)

農業者からの声をそのまま転記しているだけで、取りまとめていない印象です。出された意見に対し、修正をすると非難しているようになるので、私としてはちょっと違うと思われる部分があります。農業者の意見なので、修正するのは難しいです。

事務局 主幹  
兼振興係長

ここがおかしい等、事実誤認があればご指摘いただきたいです。確認して事務局で精査します。

郷古雅春委員  
(9番)

持続化給付金の3割程度収入減の3割は、4割ではない何か根拠があるのですか。

事務局 主幹  
兼振興係長

農業共済では3割以上減少した場合に支払われ、それを準用しています。

郷古雅春委員  
(9番)

「共済と同程度の」と入れた方が、説得性があるのではないのでしょうか。

議 長

これで最終ではなく、意見を吸い上げて修正していきます。8月7日まで意見を募集しています。今のところこういう進め方で、意見が出ていますということ

大泉権吾委員 (4番)	<p>です。</p> <p>仙台市への要望は、今まで3年に1度出していましたが、昨年から毎年出すようになりました。今年はコロナ禍に特化するとのことですが、これまで積み重ねてきた集積や中山間地域に関する意見を出さなくていいか、検討したのですか。</p>
事務局 主幹 兼振興係長	<p>3年に1度の建議から意見書に変わり、他の政令市でもほぼ毎年出していますので、任期3年のうち2回になると思いますが、毎年積み重ねていくことが重要で、当初は集積や遊休農地などの要望を出すことで始めました。しかしながら、今現在農業者もコロナの影響を受けて、この件が解消されないと集積や遊休農地の解消につながらないことから、今回は時間的にもタイトだったので役員会に諮ってコロナに絞ることにしました。</p>
議 長	<p>他にご質問等はございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(1)「令和2年度仙台市への施策の改善に関する意見書(新型コロナウイルス関連)(案)について」は、承認いたします。</p>
議 長	<p>続いて、協議事項(2)「令和2年度農地台帳補正調査について(案)」を事務局から説明願います。</p>
事務局 主幹 兼振興係長	<p>— 説明 —</p>
議 長	<p>協議事項(2)について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(2)「令和2年度農地台帳補正調査について(案)」は、承認いたします。</p>
議 長	<p>続いて、協議事項(3)「経営意向調査結果に基づく農地の賃貸借等のマッチング活動(案)について」を事務局から説明願います。</p>
事務局 主幹 兼振興係長	<p>— 説明 —</p>
議 長	<p>協議事項(3)について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p>

佐々木均会長 (1 番)	今年も経営意向調査は行うのですか。
事務局 主幹 兼振興係長	今年も経営意向調査を行いません。昨年行った調査で農地を貸したい・売りたいという方々の意向を確認してマッチングしてから何年か後に実施したいと考えています。
赤間敬委員 (3 番)	今までマッチングは JA 任せでしたが、マッチングができれば JA に渡せばいいのですか。どこまで我々が携わるのですか。
事務局 主幹 兼振興係長	農地を探してあげて、農地法 3 条であれば農業委員会に手続きに行ってくださいという指導、利用権設定の相対契約は農地係へ相談、中間管理機構へは申込書(資料 3-2 の 10, 11 ページ)を渡して JA の営農センターに提出してもらえば、JA で担い手に当たってもらえます。相手が決まっていなかった時はこれに出してみたらいいのではと勧めてください。
議 長	案件によって、売買、貸し借り、相対、中間管理と扱いを変えます。区域活動の中で取り上げて実施してください。
松原菊男委員 (17 番)	中間管理機構にお願いするのは、未整備の農地でもいいですか。
佐々木均会長 (1 番)	貸したい人がいれば、借りる人を探します。情報を得ながら、事務局と相談して区域活動の中で進めていきます。
高橋勝彦委員 (16 番)	六郷地区はほ場整備最終年で、令和 3 年 4 月に換地すると地番が変わります。今年中間管理機構と旧地番で契約すると、18 条で合意解約して契約し直しで二度手間になるのか、台帳を直すと自動で直るのか、わからないので、新地番になるまで待ってもらっています。
佐々木均会長 (1 番)	利用権から中間管理事業への乗り換えは、仮地番ではできないので、法務局の台帳で行います。次の 3 月に登記が始まるので、今から進めると、事業の中で登記していくのでうまく乗れるかもしれないです。
事務局 主幹 兼振興係長	権利がついていれば、権利ごとに枝番を付けると聞いています。登記閉鎖は令和 3 年 4 月から半年かかると聞いています。そのため、来年 3 月末の集積計画はできても、配分計画は登記閉鎖になりできないかもしれないです。旧地番を 18 条で解約しないで新地番に乗せ換えてもらえると聞いています。
菊地郁夫委員 (11 番)	四郎丸地区は、換地が令和 3 年 10 月以降とまだまだ先なので、売買はともかく、農地の出し手への協力金は来年度契約からハードルが高くなることもあり、中間

管理事業の契約を勧めています。あとで書面を直せばいいし、書類は JA で作成します。

議 長

他にご質問等はございますか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がないようですので、(3)「経営意向調査結果に基づく農地の賃貸借等のマッチング活動(案)について」は、承認いたします。

議 長

続いて、協議事項(4)「新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針(案)について」を事務局から説明願います。

事務局

— 説明 —

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会業務の当面7月までの対応を決めていましたが、8月から12月を時短、書面審査、延期、中止などとし、状況に応じて適宜見直します。

議 長

協議事項(4)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がないようですので、(4)「新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針(案)について」は、承認いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

(午後3時04分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。

(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(5)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件までを事務局から報告願います。

なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

農地係長

(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり、番号4019から4023まで5件の届出がありました。転用目的の内訳は、共同住宅への転用が3件、宅地・通路への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから5ページに記載の通り、番号5034から5047まで14件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が7件、共同住宅・宅地・

介護老人施設・事務所・資材置場・太陽光パネル設置・駐車場（一時転用）への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していただきましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第3条の3の規定（相続等）による届出については、6ページから7ページに記載のとおり9件（61筆）の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。

続きまして、(4)農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知については、8ページに記載のとおり5件ありました。すべて合意解約によるものです。

続きまして、(5)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、9ページに記載のとおり2件ありました。すべて適格者となっております。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。

(午後3時07分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長報告を私から（佐々木均会長）報告します。資料5をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について、佐藤とみ委員から6月29日開催のみやぎアグリレディス21の第18回通常総会及び令和2年度第1回市町村農業委員会女性委員等研修会の報告をお願いします。

佐藤とみ委員

— 報告 —

みやぎアグリレディス21の役員改選があり、高山真里子推進委員が理事に選任されました。

議 長

次に(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(2)事務局からの連絡事項について

振興係

初めに、農業振興課から説明します。

①農業振興課

①人・農地プランの実質化に係る活動について

振興係

次に、開発調整課から説明します。

②開発調整課

②市街化調整区域内では建築行為を禁止しています！

③振興係

③河北新報記事：令和2年7月5日市意向調査（経営意向調査）

④振興係	④その他事務局からの連絡事項
議 長	その他についてご意見、ご質問等はございますか。
	(意見なし)
議 長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ、以上で全てを終了いたします。
司会：主幹兼 振興係長	それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。
中野会長職務 代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第26回総会を閉会します。
	閉 会
	(午後3時28分)